

# 静岡市への教育旅行を 催行する旅行業者に補助金を交付します！

## 令和4年度 静岡市教育旅行催行事業補助金

### ● 対象となる教育旅行

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び高等専門学校の「**学校行事**」として実施されるもので、かつ、「**静岡市内に宿泊を伴う**」もの。

対象	修学旅行、宿泊訓練、林間・臨海学校、遠足等、学校行事として実施されるもの
対象外	クラブ活動・部活動の合宿等、一部の児童・生徒のみによるもの

### ● 対象事業者

#### 全国の旅行業者

※旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項の旅行業者

### ● 補助額・上限

#### 児童・生徒1人あたり 1泊 **1,000円**

※ 教員及び添乗員は、参加者数に含めない

※ 1事業所(各社各支店)あたりの上限50万円

### ● 補助要件

#### 以下の条件をすべてを満たす教育旅行を催行すること

- ① 令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(月)までに実施されること
- ② 静岡市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、市内の観光施設等を1施設以上訪問すること
- ③ 教育旅行に係る学校の所在地又は本市において、まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言が発出されている期間内の旅行でないこと
- ④ 業種別ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行ったうえで催行すること
- ⑤ 上記にかかわらず、国、地方公共団体又は公共的団体等から、他の補助金の交付を受けていないこと

種別	施設例
名勝地、景勝地	日本平、三保松原 等
史跡	駿府城公園 等
寺社仏閣	久能山東照宮、静岡浅間神社 等
博物館、美術館 資料館、科学館	登呂博物館、日本平動物園、東海道広重美術館、静岡県地震防災センター、みほしるべ、る・く・る、フェルケール博物館、東海大学海洋科学博物館・自然史博物館、ふじのくに地球環境史ミュージアム 等
商業施設	エスパルスドリームプラザ 等
体験施設	井川自然の家、駿府の工房 匠宿、清水港クルーズ、駿河湾フェリー、マリンスポーツ体験、お茶摘み体験、みかん狩り、いちご狩り、魚市場見学、まぐろ冷凍倉庫体験、工場見学 等

※上記の他、該当不明な施設はお問合せ下さい。



## ● 補助金交付の流れ

### ① 教育旅行行程確定

### ② 補助金交付申請（旅行会社→静岡市）

- 提出書類
- ・ 交付申請書（様式第1号）
  - ・ 教育旅行実施計画書（様式第2号）
  - ・ 教育旅行行程表（予定）
  - ・ 感染症対策を実施していることが分かる資料

※ 注意 ・ 申請書は、旅行を手配する学校分をまとめて提出してください。

### ③ 交付決定の通知（静岡市→旅行会社）

### ④ 旅行の催行（令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(月)までに完了）

### ⑤ 事業実績報告（旅行会社→静岡市）

- 提出書類
- ・ 実績報告書（様式第6号）
  - ・ 教育旅行実施報告書（様式第2号）
  - ・ 教育旅行行程表（実績）
  - ・ 宿泊実績を証する書類
  - ・ 感染症対策を実施していることが分かる資料

※ 注意 ・ 実績報告書は、教育旅行終了後、30日以内に提出してください。  
・ 教育旅行行程表は、記載内容に誤りがないことを証明するため、学校側の確認を受けていただきます。  
・ 利用実績の確認のため、宿泊施設や観光施設に確認を行うことがあります。

### ⑥ 交付確定の通知（静岡市→旅行会社）

### ⑦ 請求書提出（旅行会社→静岡市）

- 提出書類
- ・ 請求書（様式第8号）

### ⑧ 補助金支払い（静岡市→旅行会社）

## 留意事項

- ※ 申請が予算の上限に達した際は、受付を終了します(市のホームページ上でお知らせします)。
- ※ 他の補助金等の併用は不可です。
- ※ 教育旅行に係る学校の所在地又は本市において、まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言が発出されている期間内の旅行でないこと。

## 【お問合せ／申請書提出】

### 静岡市役所 観光・MICE推進課

所在地 : 静岡市葵区追手町5番1号 新館17階  
電話 : 054-221-1454  
FAX : 054-221-1312  
E-mail : kankou@city.shizuoka.lg.jp